

(1) 重点的取組一覧

| 項目 | 具体的取組 | 令和5年度目標・指標 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 | 主な実績、成果 | 課題、今後の対応 |
|---|---|---|------------|-----------|---|---|
| 1. 共生社会づくり | | | | | | |
| (1)①障害者差別の解消と障害者理解の促進 | (ア)障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発 | 差別解消に関する講座の実施回数 | | | コロナ禍で、研修の場等の機会が減少したが、Zoomや動画配信を利用するなど、開催方法を工夫して実施した。小学校に、障害理解のための教育資料を配布するなどして幅広い層への条例の理念の浸透を図った。圏域ごとに県（健康福祉事務所を含む）、市町担当者、アドボケーターが参加する圏域情報交換会を実施するなどして連携した体制強化に努めた。 | 改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されることから、共生社会サポーターステッカーなどを利用しながら民間事業者に対する啓発を強化するとともに、子どもを含む幅広い層への普及・啓発に引き続き取り組んでいく。 |
| | (イ)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施 | 50回/年 | 44 | 42 | | |
| | (ウ)差別解消のためのネットワーク構築 | 相談体制の充実 | — | — | | |
| (1)②権利擁護の推進 | (エ)成年後見制度の利用促進 | 全福祉圏域での中核機関の設置 | — | — | 健康福祉政策課、医療福祉政策課と連携し利用促進連絡会議、市町向け実務研修を開催した。 | 令和4年度からは国の第二期計画に沿って、成年後見制度利用促進協議会を設置するとともに、引き続き市町研修を実施。市町の主体性を尊重しながら圏域全体の成年後見人の担い手育成を策定する。 |
| (2)①意思決定支援の推進 | (イ)障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成 | 意思決定支援に関する研修修了者数 150人（3年間累積） | — | 26 | 令和3年度から新たに実施した研修であり35名の募集に対し、26名が受講した。 | 引き続き、研修の周知に努め、障害のある当事者の意思決定支援の充実を努める。 |
| (3)①県と市町の連携による意思疎通支援の充実 | (ア)手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討 | 条例制定に向けた検討を進める | 小委員会を計3回開催 | 協議会を計4回開催 | 令和3年度末の第4回滋賀県障害者施策推進協議会において、条例の形を「一体型」とする合意が得られた。令和4年度に専門部会を3回開催し、条例の内容について検討を行った。 | 条例制定に向けて、条例検討専門部会を設置し、条例案作成を進めている。 |
| (4)②交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 | (イ)交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進 | 駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）：100% | 88.9 | 90.5 | JRの残り1駅（石部駅）については、現在整備中 | 京阪大津線の駅については、事業者において整備に努められているものの場所に余裕がないなど課題が残っている。 |
| 2. ともに暮らす | | | | | | |
| (1)①地域における住まいの場の確保 | (ア)グループホームの整備促進 | 利用見込数：1,634人 ※市町における利用見込人数の総数 | 1,518 | 1,786 | 令和3年度末のグループホームの利用定員は1786人分であり、令和5年度の利用見込み数を上回る状況となっている。 | 地域間の偏りや、重度障害のある方の利用が難しいなどの課題があり、重度障害のある方の対応が可能なグループホームの整備を進める。 |
| (1)②障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実 | (ア)地域生活への移行の促進 | 49人 (R3年度～R5年度の累積) ※市町における目標人数の総数 | 19 | 7 | 令和3年度からの新規事業として、東近江圏域において「施設入所者地域移行促進モデル事業」を実施し、地域移行に向けた支援に取り組んだ。 | モデル事業の実施のより明らかになった課題等について、国への制度提案を行うとともに、他圏域への展開に向けた検討を行い、地域生活の実現に取り組む。地域生活支援拠点がない圏域や市において、拠点の設置が進むよう支援を行う。 |
| | (カ)地域生活支援拠点等の整備 | 各市町または各圏域に少なくとも1つ確保および機能の充実 | 5 | 8 | | |
| (1)③地域生活を支える相談支援体制の充実 | (エ)福祉圏域における総合的、専門的な相談支援体制の充実 | 各市町または各福祉圏域において、体制を確保 | | 14 | 滋賀県障害者自立支援協議会による研修の実施、圏域での相談支援体制整備のための検討会議への参画等を行い、地域の相談支援体制の充実・強化を図った。 | 市町等から相談支援専門員のさらなる養成について要望が寄せられており、研修の質を保ちながら、研修の充実に努める。 |
| | (カ)相談支援専門員の養成および育成 | 計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：336人 | | 318 | | |
| (1)④新型コロナウイルス等感染症への対策について | (ア)障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援 | 各事業所が感染症に適切に対応できる | | | 感染者が発生した施設へのクラスター班の派遣や緊急的な物資の供給、掛かり増し経費の補助など、事業所のコロナ対策を支援するとともに、「在宅生活困難障害者支援事業」により、通常のサービスの提供が困難な事案への対応を実施した。 | 新型コロナウイルス感染症の感染状況に対応した支援を継続する。 |
| | (イ)障害のある人が新型コロナウイルス等の感染等により生活困難な状況になった場合の支援 | 障害のある人が在宅生活を継続できる | — | — | | |
| | (ウ)新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対するこころのケア | 感染者、家族、医療従事者等の不安を和らげる | | | | |

(1) 重点的取組一覧

| 項目 | 具体的取組 | 令和5年度目標・指標 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 | 主な実績、成果 | 課題、今後の対応 |
|---|--|---|------------------|------------------|--|--|
| (2)①重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実 | (ウ)障害特性に応じた相談支援体制の充実 | 各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備 | — | — | 医療的ケア児者支援コーディネーター養成研修を実施するとともに、研修受講者の配置機関の一覧を公開し、地域における支援体制の充実に取り組んだ。 | 医療的ケア児支援法の成立を踏まえ、相談支援体制の一層の充実・強化を図っていく。 |
| (2)②行動障害のある人への支援の充実 | (ア)地域支援基盤の充実 | 強度行動障害のある人が地域生活を継続できる基盤を充実させる | — | — | 強度行動障害対応専門家チーム巡回支援事業として、加算対象時に19事業所に対して35回派遣し、個別支援計画の作成、モニタリング、支援方法に関する助言等を行った。また、加算終了後に8事業所に対して19回派遣した。 | 本事業に、各圏域の発達障害者支援ケアマネージャーが参画することで、地域で強度行動障害のある人への支援体制の充実に図る。 |
| | (イ)支援人材の養成および育成 | 強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者数：180人/年 実践研修修了者数：120人/年 | 159 108 51 | 247 175 72 | 新型コロナウイルスの感染対策を講じながら基礎研修については、R5目標に近い人数の受講者とする事ができた。 | 市町や事業所から受講定員の増加に関する要望があり、研修実施機関と協議して受講定員の増加に向けて検討をおこなう。 |
| (2)③発達障害のある人への支援の充実 | (ウ)支援にかかわる人材の育成 | 1. 発達障害者支援センターによるコンサルテーション：750件 2. 発達障害者ケアマネジメント支援事業所による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション：2,000件 | 1075 1449 | 809 1848 | 県発達障害者支援センターや圏域の発達障害者ケアマネジメント支援事業所において、それぞれ関係機関への助言を実施してきている。 | 県発達障害者支援センターと発達障害者ケアマネジメント支援事業所が連携して関係機関への助言等の支援ができる体制について検討をする必要がある。 |
| | (エ)家族への支援の充実 | ペアレントメンターの人数：50名 | 14 | 18 | 各市町担当者にペアレントメンターの説明や研修の見学を呼びかける等、ペアレントメンターに関する周知を図った。R3年度は各市町から4名の受講があった。 | ペアレントメンターの活用事例を具体的に提示し、養成の必要性を市町に認識してもらえよう取り組んでいく必要がある。 |
| (2)⑤高次脳機能障害のある人への支援の充実 | (ア)圏域における支援体制の充実 | 高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：30名(累積) | — | 29 | 高次脳機能障害のある方が関わることがある支援機関の役割や実態を伝え、現場において学びを支援に生かせるような研修を行った。 | 高次脳機能障害のある方が適切な医療機関や支援機関につながる事ができるように、引き続き研修内で周知を行っていく。 |
| (2)⑦高齢障害者への支援の充実 | (イ)共生型サービスの普及 | 制度の普及と必要に応じた整備を進める | — | — | 令和3年度から新たに「高齢障害者支援充実事業」を実施し、共生型サービスの普及に向けた取組を実施した。 | 引き続き、制度の普及に取り組む。 |
| (2)⑨ひきこもり状態にある人への支援の充実 | (イ)ひきこもり支援センターの強化 | 専門的助言等を行う機能の強化 | — | — | ひきこもり支援専門家チームにより困難事例について、多角的な視点からの専門的助言を行った。 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市町や保健所などの地域の相談支援機関のひきこもり支援専門家チームの活用が少なかったため、ひきこもり支援専門家チームを効果的に活用できるよう、保健所や市町の二 |
| | (エ)教育との連携強化 | 県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みを整える | — | — | 14市町との間で児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定を締結し、令和3年4月から連携した取り組みを開始した。さらに、令和4年4月から3市町、令和4年10月から1市町と連携した取組を開始した。 | 1市への働きかけと、私立学校との連携を検討する。 |
| (3)①障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実 | (オ)精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実 ■依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等） | 専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点が機能強化される | — | — | 依存症の専門医療機関であり、治療拠点である精神医療センターと、相談拠点の精神保健福祉センターとの連絡会議を通して、現状を共有した。令和4年度に医療機関・相談支援機関・民間支援団体等の依存症に係る対応や関係機関との連携状況等の実態を把握する依存症実態調査を実施した。 | アルコール専門医療機関や相談拠点の拡充に向けて検討が必要。 令和5年度は、平成30年3月に策定したアルコール健康障害対策推進計画の最終年度であり、計画の見直しと、都道府県計画の策定が努力義務となっているギャンブル等依存症対策を含めて、(仮)依存症総合対策計画の策定が必要である。 |

(1) 重点的取組一覧

| 項目 | 具体的取組 | 令和5年度目標・指標 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 | 主な実績、成果 | 課題、今後の対応 |
|--|---|---|--|--|--|---|
| (4)①防災体制の充実 | (イ)災害時要配慮者の避難支援 | 要配慮者が災害時に速やかに安否確認や避難できる体制の確保 | — | — | 令和2年度より、学識者や関係団体、当事者団体等による意見交換会を開催し、災害時に実効性のある避難に繋げるための取組である個別避難計画の作成の促進を図れるよう、「滋賀モデル」の制度設計を行った。 令和3年度は、市町における個別避難計画作成の推進のために、大津市と高島市をモデル地域とする「滋賀モデル」の実証を行った。 | 令和4年度は『滋賀モデル』の取組を県内全域に横展開し、令和3年度の実証から見てきた「市町の庁内連携」や「優先度の考え方」などの課題を解決し、実効性のある個別避難計画作成の取組を推進するために、人材育成・情報交換が行える場の設置・多様な主体が意見交換できるプラットフォームの設置を行う。 |
| (5)①サービス提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成 | (カ)相談支援専門員の養成及び育成 | 計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：336人 | — | 318 | 各地域において、相談支援に従事する相談支援専門員の養成に取り組んだ。また、行動障害の要因となる障害特性に応じた適切な支援を提供できる人材の育成に取り組んだ。 | 引き続き、支援ニーズに対応した研修を実施に取り組む。 |
| | (ウ)行動障害のある人への支援人材の養成および育成（再掲） | 強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者数：180人／年 実践研修修了者数：120人／年 | 159 108 51 | 247 175 72 | | |
| (5)②滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進 | (ア)多様な人材層の参入促進 | 支援人材の確保 | — | — | 令和3年度から新たに、事業所の処遇改善加算の算定に必要な規程類の作成支援や障害福祉の仕事の魅力発信事業を実施し、人材確保・定着に取り組んだ。 | 引き続き、事業所の処遇改善への支援および、仕事の魅力発信に取り組む。 |
| | (ウ)職場定着支援および人材育成 | 職場定着の促進 | — | — | | |
| 3. とともに育ち・学ぶ | | | | | | |
| (1)②重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化 | (ア)サービス提供体制の整備促進 | 重心・医ケア児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所について、各市町または各福祉圏域において1カ所以上確保 | — | — | 医療的ケア児者支援コーディネーター養成研修を実施するとともに、研修受講者の配置機関の一覧を公開し、地域における支援体制の充実に取り組んだ。 | ・令和4年度から「医療的ケア児者対応事業所開設促進事業」を実施し、研修などを通じて、新たに医療的ケア児者・重症心身障害児者の支援を行う事業所の増加に取り組んでいるところ。医療的ケア児者コーディネーター養成研修受講者のフォローアップを行うなどして、地域におけるネットワークの構築に取り組んでまいりたい。 |
| | (イ)市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保 | 各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備 | — | — | | |
| (1)③ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化 | (イ)福祉等関係機関と教育機関との連携 | 個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備 | — | — | ・小中学校の個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率は前年度より上がっており、高校においては作成数は増えているものの作成率は下がっている。 ・市町教育委員会との協議会において個別の教育支援計画等を活用した切れ目のない支援の好事例の交流を行い、利活用について、情報共有した。 ・R3年度は小中学校特別支援教育コーディネーター研修を新設し、福祉の仕組みを教員が知るとともに福祉関係者との交流の機会を持ち、顔の見える関係づくりができた。 | ・研修会や、市町教育委員会や学校訪問等の機会を捉え、両計画の意義や活用、特別支援教育推進体制の充実についてさらに周知を図る。 ・特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業により、モデル地域における教員の専門性の向上を図るとともに、個別の指導計画を中心に置いた教科指導を実践し、効果的な指導実践について蓄積して活用の手引として配付し、個別の指導計画等の活用の促進を図る。 ・小中学校・高等学校コーディネーター研修における福祉分野との連携強化の場を引き続き設け、福祉分野等とのさらなる連携を図る。 |
| (2)①切れ目のない指導・支援 | (ア)個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用 | 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率：共に100% | 小99.0、 90.4 中98.1、 89.9 高95.4、 83.2 | 小99.9、 95.4 中99.6、 95.2 高92.7、 80.3 | ・一部の地域では、放課後等デイサービス事業所が特別支援学校を訪問し対象児の様子を見学し、教員と懇談して指導支援の方法を共有するなど連携を深めている。 | 学校と障害児通所事業所等との関係は少しずつ構築されてきているが、一部の事業所や学校に留まっている。今後も両者の連携を深めるための地道な取組が必要。 |
| (3)①教育と福祉の連携推進 | (ア)教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置 | 教育と福祉の連携の推進を図る | — | — | ・一部の地域では、放課後等デイサービス事業所が特別支援学校を訪問し対象児の様子を見学し、教員と懇談して指導支援の方法を共有するなど連携を深めている。 | 学校と障害児通所事業所等との関係は少しずつ構築されてきているが、一部の事業所や学校に留まっている。今後も両者の連携を深めるための地道な取組が必要。 |
| 4. とともに働く | | | | | | |
| (1)②雇用の場の確保および拡大 | (ア)雇用の場の確保 | 職場開拓による雇用の場の充実 | — | — | 障害者働き・暮らし応援センター事業により職場開拓員を配置し、地域の企業を訪問する等、障害者雇用にかかる意向を把握するとともに、障害者のニーズにあった就業の場を開拓している。 | 令和3年6月1日現在における県内の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.33%、法定雇用率達成企業の割合が54.0%と、いずれも全国平均を上回っているが、半数近くの企業で法定雇用率が達成できていないことから、企業に対する職場開拓を一層推進していく。 |

(1) 重点的取組一覧

| 項目 | 具体的取組 | 令和5年度目標・指標 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 | 主な実績、成果 | 課題、今後の対応 |
|--|---|--|---------|---------|--|---|
| (1)③就労移行支援と職場定着支援の充実 | (ア)就労支援を行う職員の意識及び支援技術の向上 | 就労支援人材の専門性向上 | — | — | 就労移行支援事業所等で職員への就労アセスメント研修を実施することで、事業所職員の能力向上を図った。 | 令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、就労支援機関等のスキルの問題が明らかになっていることから、就労アセスメント手法の研修や職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修の受講の推進により引き続き職員の能力向上を図っていく。 |
| (1)③就労移行支援と職場定着支援の充実 | (エ)就労が定着するための支援 | 福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：70% | — | 38.20% | 令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、一般就労した障害者の社会人としてのマナーや生活面の問題が課題としてあがっていたことから、社会人としての心構えや生活リズム、健康管理等について学ぶ研修会を実施するとともに、横のつながりを築き、職場での悩みなどを話し合う交流会を開催した。 | 令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、挙げられた9つの課題について、ひとつずつ対応を検討していく必要がある。 |
| (2)②就労収入の向上 | (ア)就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得等の支援 | 平均工賃月額30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合：30% | 11.5 | 11.8 | 障害福祉サービス事業所における仕事おこし事業等により、就労支援事業所等にアドバイザーを派遣し、経営や業務の改善指導などを行うとともに、農福連携に取り組む事業所の支援を実施し、就労収入の向上を図った。 | 就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から令和2年度にかけて減少しており、令和3年度には増加したものの、目標の30%を達成できていないことから、農福連携WEBマルシェ等により販路拡大に取り組むほか、しが障害者施設応援企業認定制度を設け、民間企業の需要拡大を促すとともに、「滋賀県障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針」を定め、県の機関が障害福祉サービス事業所等から物品・役務の調達を行うことを推進していく。 |
| | (イ)障害福祉就労施設等への発注促進 | | | | | |
| (4)①働き・暮らし応援センター等をはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実 | (ア)地域における就労支援システムの充実 | 地域における支援体制の充実 | — | — | 障害者の就労については、国と県で支援する就労および生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」と、県と市町で支援する職場開拓および定着支援を行う「働き・暮らし応援センター事業」を併せて行うことで、一体的な支援を効果的に実施している。 | 令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、関係機関の役割分担や働き・暮らし応援センターのマンパワー不足などの課題が挙げられており、地域における支援体制の充実に向け、圏域ごとに関係機関の適切な役割等の整理を行うなど検討を実施していく必要がある。 |
| (1)①障害のある人のスポーツの推進 | (ア)第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた環境整備等 | 障害者スポーツ県大会の参加人数 人：1,000人以上/年 | — | 562 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、大会の簡素化や参加者を分けるなど感染防止対策を実施し、令和2年度に比べ多くの競技を開催することができた。 | 大会の参加者が増えていない状況が続いていることから、県障害者スポーツ協会や市町障害福祉主管課等と一層連携を図りながら、参加者の拡充を進める。 |
| (1)②障害のある人の文化・芸術活動の推進 | (イ)造形活動への参加促進と発表機会の充実 | 障害者アート公募展の応募者数： 300人/年 | 268 | 319 | 319点の応募のうち94点を展示し、前年より651人多い1943人の入場者があった。 | 応募方法を簡素化し、より多くの障害者の方の作品出展・発表の機会につなげていく。 |
| (1)③障害のある人の読書活動の推進 | (ア)読書におけるバリアフリーの推進 | 「読書バリアフリー法」に基づいた県計画の策定 | — | 策定済 | 令和3年度末に「滋賀県読書バリアフリー計画」を策定 | 計画に基づいた取組を進める |
| (3)①障害のある人の本人活動や交流への支援 | (ア)本人活動の支援 | ピアサポート活動の充実 | 14 | 18 | 各市町担当者にペアレントメンターの説明や研修の見学を呼びかける等、ペアレントメンターに関する周知を図った。R3年度は各市町から4名の受講があった。 | ペアレントメンターの活用事例を具体的に提示し、養成の必要性を市町に認識してもらえるよう取り組んでいく必要がある。 |

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

| 指標 | 目標 | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 | 備考 | 実績・成果 | 課題と対応 |
|---|--|--------------------|-------------------|-------------|---------------|---|--|
| 共生のまちづくり | | | | | | | |
| 差別解消に関する講座の実施 | <R5年度目標> 50回/年 | 66回/年 | 44 | 42 | 新規項目 重点的取組 | コロナ禍で、研修の場等の機会が減少したが、Zoomや動画配信を利用するなど、 | |
| 障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけの実施 | <R8年度目標> 未設置の全市町への働きかけ (毎年度) | 7市で整備済み | | | 新規項目 | 圏域ごとに県（健康福祉事務所を含む）、市町担当者、アドボケーターが参加する圏域情報交換会を実施するなどして連携した体制強化に努めた。差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけも引き続き行った | 今後予定される差別解消法の改正も踏まえ、幅広い層への周知が必要であることから、企業等に研修に取り入れていただくよう働きかけを強化するとともにwebを利用した啓発を実施していく。 県、当事者に一番身近な市町担当職員とアドボケーターとの連携を密にするため、引き続き情報交換会を実施していく。 |
| 地域アドボケーター、市町担当者、県による圏域ごとの情報交換会の実施 | <R8年度目標> 毎年度1回 | 年1回 | 年1回 | 年1回 | 新規項目 | | |
| 意思決定支援に関する研修修了者数 | <R5年度目標> 150人 (R3～R5年度累積) | — | — | 24人 | 新規項目 重点的取組 | 令和3年度から新たに研修を開始した。 | 研修のより効果的な実施方法等について検討し、プランの達成に向けて取組む。 |
| 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数 | <R8年度目標> 12,400回/年 | 8,810回 | 6,290回 | 7,540回 | — | R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだが、R3年度は増加し、回復傾向にある。 | 引き続き意思疎通支援者の養成を進めるとともに、遠隔手話通訳サービスの周知などに努める。 |
| 視覚障害者IT相談支援件数 | <R8年度目標> 440件/年 | 351件 | 687件 | 742件 | 新規項目 | コロナ対策を講じながら、iPhoneの使い方等、視覚障害者の要望が多い事項について支援を行った。 | 訪問サポートは好評であるが、申込から訪問まで1か月以上待っていただく状況が続いており、待ち時間の削減が課題である。 |
| ITサロン利用者数 | <R8年度目標> 2,210人/年 | 1,592人 | 1,281人 | 988人 | 新規項目 | コロナ禍で、サロンが閉所、人数制限を行っていたことから、利用者数は減少している。 | コロナ禍も収まりつつあることから、改めて、サロンの利用について周知を図っていく必要がある。 |
| 駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上） | <R5年度目標> 100% | 88.9% | 88.9% | 90.50% | 重点的取組 | JRの残り1駅（石部駅）については、現在整備中 | 京阪大津線の駅については、事業者において整備に努められているものの場所に余裕がないなど課題が残っている。 |
| ともに暮らす | | | | | | | |
| 障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率 | <R8年度目標> 100% | 65.0% | 64.0% | 67.3% | — | この数年、実施率はほぼ横ばいとなっており、実施事業所数の増加に向けた取組が必要 | 自己評価を実施することによる、具体的な効果などを周知していく。 |
| 強度行動障害支援者養成研修修了者数 | <令和5年度目標> 基礎：180人/年 実践：120人/年 | 基礎：137人 実践：112人 | 基礎：108人 実践：51人 | 175人 72人 | 重点的取組 | 新型コロナウイルスの感染対策を講じながら基礎研修については、R5目標に近い人数の受講者とする事ができた。 | 市町や事業所から受講定員の増加に関する要望があり、研修実施機関と協議して受講定員の増加に向けて検討をおこなう。 |

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

| 指標 | 目標 | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 | 備考 | 実績・成果 | 課題と対応 |
|--|-----------------------------------|-----------|---------|---------|--------|---|--|
| 高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数 | <R5年度目標> 30人 (R3~R5年度累積) | 19 | 11 | 29 | - | 高次脳機能障害のある方が関わることがある支援機関の役割や実態を伝え、現場において学びを支援に生かせるような研修を行った。 | 高次脳機能障害のある方が適切な医療機関や支援機関につながるができるように、引き続き研修内で周知を行っていく。 |
| 難病患者支援従事者向け研修受講者数 | <R5年度目標> | | | | | | |
| ① 難病医療連携協議会実施研修 | 210名/年 | 98名 | 255 | 267 | 保健医療計画 | 難病患者に関わる医療・保健・福祉関係の支援者に向けて、疾患に関する知識や患者支援の体制について研修を行った。 | 新型コロナウイルス感染症拡大により保健所での研修が困難であるため、各圏域から参加しやすいようオンラインも活用しながら難病医療連携協議会研修を実施、周知を行っていく。 |
| ② 保健所実施研修 | 180名/年 | 288名 | 120 | 63 | | | |
| 難病患者および家族向け講演会・交流会受講者数 | <R5年度目標> | | | | | | |
| ① 難病相談支援センター実施講演会等 | 570名/年 | 1,053名 | 104 | 848 | 保健医療計画 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市町や保健所などの地域の相談支援機関のひきこもり支援専門家チームの活用が少なかったため、ひきこもり支援専門家チームを効果的に活用できるよう、保健所や市町のニーズを把握する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大により保健所での交流会が困難であるため、各圏域から参加しやすいようオンラインも活用しながら難病相談支援センターでの講演会・交流会を実施、周知を行っていく。 |
| ② 保健所実施講演会等 | 910名/年 | 677名 | 65 | 84 | | | |
| 医療的ケア児者のレスパイト入院受入れ可能病院 および医療型短期入所可能事業所 | <R5年度目標> 各二次保健医療圏域に1か所以上整備 | 6/7圏域 | 6/7圏域 | 6/7圏域 | 保健医療計画 | 令和3年10月より大津市においても療養生活自立支援事業を開始され、県内すべての小児慢性特定疾病児童が事業を利用できるようになった。レスパイト利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる。 | 今後も利用状況を注視していくとともに、整備の進んでいない東近江圏域の医療機関に働きかける必要がある。そのため、レスパイト入院受け入れ中の様態急変時の対応体制について、小児在宅医療整備事業において検討していく。 |
| 医療的ケア児者への訪問診療可能な診療所 | <R5年度目標> | <H29年度実績> | | | | | |
| 小児在宅支援の受入れ可能な訪問看護ステーション | 各二次保健医療圏域に現在数以上整備 | 42診療所 | | 54診療所 | 保健医療計画 | びわこ学園に委託して小児在宅医療体制整備事業を行っており、医療的ケア児を含む慢性疾病児童の在宅生活を支援する診療所や訪問看護ステーションは増加傾向にある。 | 引き続き小児在宅医療整備事業を推進し、小児在宅医療のシステム作りや小児在宅医療を担う人材育成に取り組んでいく。 |
| | | 71施設 | | 80施設 | | | |

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

| 指標 | 目標 | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 | 備考 | 実績・成果 | 課題と対応 |
|---------------------------|-----------------------|------------------|---------|---------|-------------|--|--|
| ともに学び・育つ | | | | | | | |
| 「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合 | 小 | <R5年度目標> 100% | 97.10% | 99.0% | 99.9% | 第3期滋賀県教育振興基本計画 | <p>・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成率は、小中学校は前年より上がっている。高等学校においては、中学校からの引き継ぎ数の増加に伴い作成数は増加しているものの、作成率は下がっている。</p> <p>・両計画の意義の理解不足や作成体制の未構築が課題であると考えられる。</p> <p>・今後も引き続き県主催の研修会の他、市町教育委員会や学校への訪問において両計画の意義や特別支援教育推進体制を確認し、作成・活用のさらなる推進および啓発を図っていく。また、教員の特別支援教育の専門性の向上を図りながら、障害のある児童生徒への支援体制の充実を図る。</p> |
| | 中 | <R5年度目標> 100% | 97.10% | 98.1% | 99.6% | | |
| | 高 | <R5年度目標> 100% | 91.20% | 95.4% | 92.7% | | |
| 「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合 | 小 | <R5年度目標> 100% | 87.50% | 90.40% | 95.4% | 第3期滋賀県教育振興基本計画 | |
| | 中 | <R5年度目標> 100% | 84.50% | 89.90% | 95.2% | | |
| | 高 | <R5年度目標> 100% | 79.10% | 83.20% | 80.3% | | |
| ともに働く | | | | | | | |
| 農業と福祉との連携による新たな取組件数 | <R5年度目標> 35件/年 | 20件 | 41 | 67 | 滋賀県基本構想実施計画 | 毎年約20件ずつ増加し、令和3年度末には67件と、令和5年度の目標を大きく上回り、農福連携への理解が拡大し、様々な取組が展開されるようになった。 | 障害のある人の特性や農業・農作業に対する農業分野・福祉分野の相互の理解促進とともに、地域の中で「顔の見える関係」の視点を重視して進める。 |
| 県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数 | <R8年度目標> 10,000人/年 | 7,619人 | 7,871 | 8,468 | - | 令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、一般就労した障害者の社会人としてのマナーや生活面の問題が課題としてあがっていたことから、社会人としての心構えや生活リズム、健康管理等について学が研修会を実施するとともに、横のつながりを築き、職場での悩みなどを話し合う交流会を開催した。 | 令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、挙げられた9つの課題について、ひとつずつ対応を検討していく必要がある。 |
| 働き・暮らし応援センターで支援する在職者数 | <R8年度目標> 4,300人/年 | 3,102人 | 3,245 | 3,314 | - | 障害者の就労については、国と県で支援する就労および生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」と、県と市町で支援する職場開拓および定着支援を行う「働き・暮らし応援センター事業」を併せて行うことで、一体的な支援を効果的に実施している。 | 令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、関係機関の役割分担や働き・暮らし応援センターのマンパワー不足などの課題が挙げられており、地域における支援体制の充実に向け、圏域ごとに関係機関の適切な役割等の整理を行うなど検討を実施していく必要がある。 |
| 法定雇用率達成企業割合 | <R8年度目標> 70% | 55.70% | 56.2% | 54.0% | - | 障害者働き・暮らし応援センター事業により職場開拓員を配置し、地域の企業を訪問する等、障害者雇用にかかる意向を把握するとともに、障害者のニーズにあった就業の場を開拓している。 | 令和3年6月1日現在における県内の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.33%、法定雇用率達成企業の割合が54.0%と、いずれも全国平均を上回っているが、半数近くの企業で法定雇用率が達成できていないことから、企業に対する職場開拓を一層推進していく。 |

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

| 指標 | 目標 | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 | 備考 | 実績・成果 | 課題と対応 |
|--|------------------------|---------|---------|---------|----------------|---|---|
| 平均工賃の月額が30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合 | <R5年度目標> 30% | 12.80% | 11.5% | 11.8% | 重点的取組 | 障害福祉サービス事業所における仕事おこし事業等により、就労支援事業所等にアドバイザーを派遣し、経営や業務の改善指導などを行うとともに、農福連携に取り組む事業所の支援を実施し、就労収入の向上を図った。 | 就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から令和2年度にかけて減少しており、令和3年度には増加したものの、目標の30%を達成できていないことから、農福連携WEBマルシェ等により販路拡大に取り組むほか、しが障害者施設応援企業認定制度を設け、民間企業の需要拡大を促すとともに、「滋賀県障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針」を定め、県の機関が障害福祉サービス事業所等から物品・役務の調達を行うことを推進していく。 |
| ともに活動する | | | | | | | |
| 障害者スポーツ県大会の参加人数 | <R4年度目標> 1,000人以上/年 | 708人 | - | 562 | 第2期滋賀県スポーツ推進計画 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、大会の簡素化や参加者を分けるなど感染防止対策を実施し、令和2年度に比べ多くの競技を開催することができた。 | 大会の参加者が増えていない状況が続いていることから、県障害者スポーツ協会や市町障害福祉主管課等と一層連携を図りながら、参加者の拡充を進める。 |
| 障害者アート公募展への応募者数 | <R8年度目標> 300人/年 | 247人 | 268 | 319 | - | 319点の応募のうち94点を展示し、前年より651人多い1943人の入場者があった。 | 応募方法を簡素化し、より多くの障害者の方の作品出展・発表の機会につなげていく。 |

(3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る目標一覧

| 項目 | | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 | 令和5年度目標 | 備考 | 主な実績・成果 | 課題と対応 |
|---------------------------|---|---|---------------------------|--|--|---|--|--|
| 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | ①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数 | 12人 | 19人 | 7人 | 49人 (R3年度～R5年度の累積) | ※市町における目標人数の総数 | ・施設入所者の地域移行について、令和3年度より東近江圏域においてモデル事業を実施し、グループホームでの生活を目指し支援を行った。モデル事業の対象者の年度内の地域移行は実現しなかったが、同じスキームで支援した施設入所者の地域移行につながったケースがある。 | ・東近江圏域以外の圏域において、地域移行についての関係者の合意が形成されるよう、モデル事業の意義や効果を発信していく必要がある。 |
| | ②県内障害者支援施設における入所定員数(県立施設を除く) | 989人 | 989人 | 989 | 999人 | ※県外施設入所者や在宅生活困難者の受入れを行えるよう、H29年時の定員数を維持 | | |
| | ③県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数 | 4人 (H30年度～R1年度の移行者数累積) | 6人 (H30年度～R2年度の移行者数累積) | 1人 | 15人 (R3年度～R5年度の累積) | R3年度実績 ※市町における目標人数の総数 ※R元年度末の県外入所者の実人数：166人 | | |
| 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 | — | — | 315日 (H28年度実績) | 316日 | 新規項目 | 65歳以上の1年以上長期入院患者数は減少 | 65歳未満の1年以上長期入院患者数が減少していないことから、退院に向けた支援の強化と、地域の受け入れ促進のための地域包括ケアシステムの構築を進めることが必要。 |
| | ②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数 | 808人 | 811人 | 792人 | 749人 | — | | |
| | ③精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数 | 358人 | 331人 | 331人 | 292人 | — | | |
| | ④精神科入院後3か月時点の退院率 | 72% (H29年度実績) | 72% (H29年度実績) | 72% (H29年度実績) | 73% | — | | |
| | ⑤精神科入院後6か月時点の退院率 | 88% (H29年度実績) | 88% (H29年度実績) | 88% (H29年度実績) | 89% | — | | |
| | ⑥精神科入院後1年時点の退院率 | 93% (H29年度実績) | 93% (H29年度実績) | 93% (H29年度実績) | 94% | — | | |
| 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 3圏域(5市)で整備済み | 5(圏域3、市町2)整備済み | 8(圏域3、市町5)整備済み | 各市町または各圏域に少なくとも1つ確保する。 確保済みの場合は機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。 | — | 滋賀県障害者自立支援協会の部会等において、各圏域の設置・運用状況について情報交換を行った。 | 未設置の圏域・市における設置に向けて支援を行うことが必要。 | |
| 4 福祉施設から一般就労への移行等 | ①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者 | 全体：169人 就労移行支援：79人 就労継続支援A型：26人 就労継続支援B型：51人 | 152人 89人 12人 30人 | 161人 98人 20人 33人 | 全体：215人 就労移行支援：103人 就労継続支援A型：33人 就労継続支援B型：63人 | — | 障害福祉サービス事業所から一般就労した障害者は令和3年度161人と令和2年度実績を上回ったものの、目標を達成できていない。 | 障害者の一般就労の促進については、就労支援を担う職員を対象とした企業現場での実習、就労アセスメント手法の研修や職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修の受講の推進により引き続き職員の能力向上を図っていく。さらに、令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、一般就労した障害者の社会人としてのマナーや生活面の問題が課題としてあがっていたことから、社会人としての心構えや生活リズム、健康管理等について学ぶ研修会を実施するとともに、横のつながりを築き、職場での悩みなどを話し合う交流会を開催することとしている。 |
| | ②福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合 | — | - | 38.2 | 70% | 新規項目 | | |
| | ③就労定着支援事業所ごとの就労定着率(過去三年間の就労定着支援の総利用者数の内前年度末時点の就労定着者数の割合) | 64.30% | — | 72.20% | R5年度における就労定着率が8割以上の事業所を7割以上とする | 新規項目 | | |

(3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る目標一覧

| 項目 | | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | 令和3年度実績 | 令和5年度目標 | 備考 | 主な実績・成果 | 課題と対応 |
|---------------------------------|---|-----------------|-----------------|----------------------------------|---|---|--|--|
| 5 障害児支援の提供体制の整備 | ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 | 5圏域において11か所の整備済 | 5圏域において11か所の整備済 | 7圏域において14か所の整備済 | 児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備 | — | 各市町が運営する、児童発達支援センターへの運営支援等を実施した。 | 小児保健医療センター療育部による巡回支援や、人員の加配に対する補助事業などの支援を継続して行っていく。 |
| | ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 5圏域において18か所の整備済 | 6圏域において22か所の整備済 | 7圏域において24か所の整備済 | 全市町で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 | — | 圏域単位では、全ての圏域で事業所が運営されている。 | プランの目標達成に向けて、未設置の市町での開設を促す。 |
| | ③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 | — | — | — | 児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のため体制を確保に向けた取組を進める | 新規項目 | なし | 特別支援教育課、県立聾話学校、健康寿命推進課と障害福祉課の連携と役割分担について協議を行って進めていく必要がある。 |
| | ④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 | 5圏域において18か所の整備済 | 5圏域において19か所の整備済 | 5圏域において19か所の整備済 | 各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保 | — | 事業所数は横ばいの状況であり、特に県北部で事業所がない状況。 | 県北部での事業実施に向けた取組を進める必要がある |
| | ⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 11市町において設置済み | — | 6圏域で設置 | 各市町または各福祉圏域に少なくとも一つ設置 | — | 圏域での設置が進んでいる状況。 | プランの目標達成に向けて、未設置の市町での開設を促す。 |
| | ⑥医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる体制の整備 | — | — | 研修受講者99名 | 各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備 | 新規項目 | 各圏域から受講者を推薦いただき、全県での支援体制の充実に努めている。 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市町や保健所などの地域の相談支援機関のひきこもり支援専門家チームの活用が少なかったため、ひきこもり支援専門家チームを効果的に活用できるように、保健所や市町のニーズを把握する |
| 6 相談支援体制の充実・強化 | ①総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制を強化する体制 | — | — | 14市町 | 各市町または各福祉圏域において、体制を確保 | 新規項目 | 14市町との間で児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定を締結し、令和3年4月から連携した取り組みを開始した。さらに、令和4年4月から3市町、令和4年10月から1市町と連携した取組を開始した。 | 1市への働きかけと、私立学校との連携を検討する。 |
| | ②主任相談支援専門員の配置 | — | — | 17人 | 34人 | 新規項目 県独自項目 | 依存症の専門医療機関であり、相談拠点である精神医療センターと、相談拠点の精神保健福祉センターとの連絡会議を通して、現状を共有した。令和4年度に医療機関・相談支援機関・民間支援団体等の依存症に係る対応や関係機関との連携状況等の実態を把握する依存症実態調査を実施した。 | アルコール専門医療機関や相談拠点の拡充に向けて検討が必要。令和5年度は、平成30年3月に策定したアルコール健康障害対策推進計画の最終年度であり、計画の見直しと、都道府県計画の策定が努力義務となっているキャンセル等依存症対策を含めて、(仮)依存症総合対策計画の策定が必要である。 |
| 7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築 | — | — | 14市町 | サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を各市町において構築 | 新規項目 | 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用：14市町 障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有：9市町 | 障害福祉サービス等に関する研修等の受講を推進していく。 | |

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

| 項目 | 令和3年度 実績 | 令和3年度 見込 | 令和4年度 見込 | 令和5年度 見込 | 備考 | 令和2年度 実績 | 実績・成果 | 課題・対応 |
|---|------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|------------------|--|---|
| 1 福祉施設から一般就労への移行等 | | | | | | | | |
| ①就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数 | 151 | 178人 | 189人 | 199人 | R元年度実績：156人 | 131 | 就労移行支援事業および就労継続支援事業から一般就労した障害者は令和3年度151人と令和2年度実績を上回ったものの、目標を達成できていない。 | 就労支援を担う職員が適切な支援を実施できるよう企業現場での実習、就労アセスメント手法の研修や職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を実施し、引き続き支援員の能力向上を図っていく。 |
| ②障害者に対する職業訓練の受講者数 | 18 | 95人 | 100人 | 105人 | R元年度実績：3人 | 2 | | |
| ③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数 | 368 | 277人 | 294人 | 310人 | R元年度実績：244人 | 242 | | |
| ④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数 | 57 | 115人 | 115人 | 115人 | R元年度実績 119人 ※就労定着支援等の利用を希望しない者など等を想定 | 111 | | |
| ⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数 | 63 | 68人 | 69人 | 70人 | R元年度実績：66人 | 53 | | |
| 7 発達障害者に対する支援 | | | | | | | | |
| ①地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な協議の場の開催回数 | 2回 5回 | 全体会2回/年 ※上記と別に検討部会を実施 | 全体会2回/年 ※上記と別に検討部会を実施 | 全体会2回/年 ※上記と別に検討部会を実施 | R元年度実績：3回 | 3回 なし | 2つの検討部会を設け、①医療機関と教育・福祉機関との連携、②自己理解を促すためのツールに関して検討をすることができた。 | 今後、検討した結果について周知や活用を図っていく必要がある。なお、全体会と検討部会の回数については検討すべき内容に応じて、必要な回数を設定すべきで、見直す必要がある。 |
| ②発達障害者支援センターによる相談支援件数 | 787人 (7,084件) | 1,000人 (8,000件) | 1,000人 (8,000件) | 1,000人 (8,000件) | R元年度実績：1028人 | 885人 (7,855件) | 県発達障害者支援センターについては、各市町に相談窓口が設置されてきたことから、個別の相談支援を実施するのではなく、関係機関へのコンサルテーション(支援者支援)に重点を置いた支援に移行している。 | 県発達障害者支援センターは、市町や圏域内で相談対応できるよう、関係機関へのコンサルテーション(支援者支援)を充実させていく必要がある。 |
| ③発達障害者支援センターおよび発達障害者ケアマネジメント支援事業所の関係機関への助言件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)発達障害者ケアマネジメント支援事業所 | 809件 1,848件 | 750件 2,000件 | 750件 2,000件 | 750件 2,000件 | R元年度実績： (ア)672件 (イ)1,730件 | 1,075件 1,449件 | 県発達障害者支援センターや圏域の発達障害者ケアマネジメント支援事業所において、それぞれ関係機関への助言を実施してきている。 | 県発達障害者支援センターと発達障害者ケアマネジメント支援事業所が連携して関係機関への助言等の支援ができる体制について検討をする必要がある。 |

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

| 項目 | 令和3年度 実績 | 令和3年度 見込 | 令和4年度 見込 | 令和5年度 見込 | 備考 | 令和2年度 実績 | 実績・成果 | 課題・対応 |
|---|---------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|-------------|---|--|
| ④発達障害者支援センターおよび発達障害者ケアマネジメント支援事業所の外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)発達障害者ケアマネジメント支援事業所 | 157回 22回 | 140回 18回 | 140回 18回 | 140回 18回 | R元年度実績： (ア)130回 (イ)14回 | 81回 | 目標を上回る研修・啓発の実施が行えている。 | 研修の回数は、多いが受講者が少ない研修もあり、研修内容の見直しを行っていく必要がある。 |
| ⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 | 0名 | 35名 | 35名 | 35名 | 新規項目 | | 令和4年度には13市町(全19市町)16名が、ペアレントトレーニング・ファシリテーター研修を受講した。 | 研修の受講だけでなく、ペアレントトレーニングが導入できる市町の体制づくりを行っていく必要がある。 |
| ⑥ペアレントメンターの人数 | 18名 | 30名 | 40名 | 50名 | 新規項目 | 14名 | 各市町担当者にペアレントメンターの説明や研修の見学を呼びかける等、ペアレントメンターに関する周知を図った。R3年度は各市町から4名の受講があった。 | ペアレントメンターの活用事例を具体的に提示し、養成の必要性を市町に認識してもらえよう取り組んでいく必要がある。 |
| ⑦ピアサポートの活動への参加人数 | 18名 | 30名 | 40名 | 50名 | 新規項目 | 14名 | | |
| ⑧発達障害者支援センターによる相談において、市町と協働して関わった割合 | 11.1% | 25% | 30% | 35% | 新規項目 県独自項目 | — | 県発達支援センターの市町に対するコンサルテーション(支援者支援)が十分実施できていない。 | 県発達障害者支援センター、発達障害者ケアマネジメント支援事業所、市町が連携して支援ができる体制について検討をする必要がある。 |
| 8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | | | | | | | | |
| ①精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助利用者数 (ア)地域移行支援 (イ)地域定着支援 (ウ)共同生活援助 (エ)自立生活援助 | 10人 15人 524人 13人 | (ア)15人 (イ)15人 (ウ)193人 (エ)14人 | (ア)16人 (イ)17人 (ウ)211人 (エ)17人 | (ア)18人 (イ)20人 (ウ)228人 (エ)20人 | 新規項目 ※市町計画の積み上げ | — | 地域定着支援、共同生活援助は見込み量を上回ったが、地域移行支援、自立生活援助は見込み量を下回った。 | 引き続き、地域移行支援の充実に取り組む。 |

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

| 項目 | 令和3年度 実績 | 令和3年度 見込 | 令和4年度 見込 | 令和5年度 見込 | 備考 | 令和2年度 実績 | 実績・成果 | 課題・対応 |
|--|-------------|-------------|-------------|-------------|---|-------------|---|--|
| 9 相談支援体制の充実・強化のための取組 | | | | | | | | |
| ①計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数 | 318人 | 296人 | 313人 | 336人 | 新規項目 県独自項目 | — | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市町や保健所などの地域の相談支援機関のひきこもり支援専門家チームの活用が少なかったため、ひきこもり支援専門家チームを効果的に活用できるよう、保健所や市町のニーズを把握する。 | 引き続き、相談支援体制の充実に取り組む。 |
| 10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組 | | | | | | | | |
| ①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 | 34人 | 35人 | 35人 | 39人 | 新規項目 ※県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への各市町村職員1名以上の参加 | — | なし | 市町の支給決定事務等の担当者との会議を開催していく。 |
| ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 55回 | 94回 | 94回 | 97回 | 新規項目 ※市町見込みの積み上げ | — | 各月の申請内容の確認について、市町と情報を共有している。 | 「警告」および「エラー」の状況について、市町と情報共有を図り適切な請求が行われるよう努める。 |
| ③指導監査結果の関係市町村との共有 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 新規項目 | — | | |